

令和元年6月9日現在

機関番号：33801

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03124

研究課題名(和文) ワーク・ライフ・バランスの促進のための租税政策と家族法の研究

研究課題名(英文) Study on tax policy and family law to promote work-life balance

研究代表者

柴 由花 (SHIBA, YUKA)

常葉大学・法学部・教授

研究者番号：20383193

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：所得税制が課税単位を家族とするか個人とするかは、非就労パートナーの就労の選択にとって重要である。家族単位制度は、非就労パートナーの就労を阻止する効果を持つ。オランダでは、家族単位制度と個人単位制度との混合システムが使用されており、所得税のパートナー選択制度の導入により、より多くの人々がパートナーとみなされているため、以前よりも家族単位によって課税される傾向にある。非就労パートナーおよび就労パートナーに対して中立的な税制を構築するには、課税単位に対する政治的合意が必要であるが、それは家族に対する価値観によることから、合意が難しいといった問題がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

オランダでは、パートナーの概念が拡大しつつあるが、所得税が家族単位制度を採用していることから、非就労パートナーにとっては非就労のインセンティブとなり、就労を阻害することが明らかにされた。QOLやSDGsの観点からコンパクト・シティ、環境、住宅、ICT活用に関する日蘭の比較研究を行ったところ、税のインセンティブが、雇用、住政策、環境政策に対して一定の効果を与える一方、企業に対する国家補助の問題や、世代間の不公平を招来する一因にもなっていることが示された。人口減少に伴う都市の縮減に対しては、税のインセンティブ誘導措置よりも規制的手法が効果的であるとの知見が得られた。

研究成果の概要(英文)：Whether income tax system uses family or individuals as taxable units is important to the choice of working for non-working "partners". The family unit system may have the effect of blocking to start working of non-working partners. In the Netherlands, a mixed system: partly family taxation and partly individual taxation is used. With the introduction of the option to be a partner for income tax purposes, more people are considered partners and are partially taxed as families than before. Building a neutral tax system for non-working partners and working partners requires a political agreement on taxable units, however it depends on the values for families.

研究分野：租税法 租税政策

キーワード：ワーク・ライフ・バランス 租税政策 家族法 所得税 相続税 課税単位 配偶者 ジェンダー

1. 研究開始当初の背景

少子高齢化社会において、女性の就労が一層必要とされる。今日では、女性の社会参加等が進み、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。わが国ではこれまで少なからず女性の就労を促進するような税制が導入されてきたが、配偶者控除等、課題が少なくない。

少子高齢化社会の到来とともに、国際的に、ワーク・ライフ・バランスへの関心が高まっている。ワーク・ライフ・バランスとは、労働者の仕事と生活のバランスであり、フランスでは、2014年7月、女性の権利、ジェンダー平等についての初めての枠組み法律である「女性と男性の実質的平等法」が可決された。仕事や家庭など未だ社会の至るところに存在する女性と男性間の不平等の根絶に全面的に取り組もうとしている。わが国は2007年に「ワーク・ライフ・バランス憲章」を策定し、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指している。少子高齢化社会では、社会保障費の抑制等からもワーク・ライフ・バランスが必要であるところ、わが国では、もっぱら雇用主である法人に対する助成が中心であることや、財源には限界があることからワーク・ライフ・バランスの進展が遅れている。もっとも、ワーク・ライフ・バランスは、離婚時の財産分与、子どもの親権、相続分野の男女不平等等多くの家族法の問題を抱えている。介護におけるワーク・ライフ・バランスの促進のためには、寄与分等相続に関する問題や家庭内の資産移転をも考慮する必要があり、離婚による財産分与や教育的資金の贈与が新たな教育格差を生み出さないか等の問題についても検討する必要がある。さらに、個人の所得税の税額控除を通じた経済的インセンティブを付与することでワーク・ライフ・バランスを促進するような制度設計をするとともに、働き方に中立的な税・社会保障制度改革を行なう必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、「ワーク・ライフ・バランスを促進するための租税政策と家族法」を問題意識の中核に据え、ワーク・ライフ・バランスの促進について、家族法の改正を視野に入れつつ所得税や相続税・贈与税の課税のあり方について研究を行い、ワーク・ライフ・バランスに関連してクオリティ・オブ・ライフ (QOL) の観点から租税法や家族法だけでなく、多面的な研究を行なう。税のインセンティブが文化政策、都市計画、住政策、環境政策に与える影響について、日蘭の比較研究を行なう。

3. 研究の方法

本研究では、ワーク・ライフ・バランスに関連してクオリティ・オブ・ライフの観点から租税法や家族法だけでなく、多面的な研究を行なった。税のインセンティブが文化政策、都市計画、住政策、環境に与える影響について、日蘭の比較研究を行なった。また、租税法領域と私法領域との交錯に重点を置き、この問題に先駆的に取り組んでいる日本およびオランダの研究者との共同研究を行なった。

研究代表者は2016年にデルフト工科大学、エラスムス大学ロッテルダムに赴き、オランダの研究協力者達とワーク・ライフ・バランスに関する学際的なミーティングを行い、オランダの資料の収集、特に、オランダの租税法のみならず都市計画法や他分野からの最新の情報提供を受けた。

オランダでの学際的なミーティングに参加した研究協力者に加え、日本の研究者の協力を得て、ワーク・ライフ・バランスを包含する、クオリティ・オブ・ライフをテーマに研究報告書を作成する企画に発展させた。

2017年には、エラスムス大学ロッテルダムの **Sigrid Hemels** 教授を日本に招聘して共同セミナーを開催し、研究内容について報告を行った。

2016年から2019年にかけて日蘭の研究者達が研究成果を英文にてとりまとめたが、その際、ワーク・ライフ・バランス、クオリティ・オブ・ライフを包摂する概念として、持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) の視点から、最終的に研究成果全体をとりまとめ、書籍にまとめた。

4. 研究成果

(1) ワーク・ライフ・バランスとジェンダーと所得税の問題

人口減少時代において、少子化による労働力減少に対応し、また、少子化の流れを変えるためには仕事と子育ての両立が困難な現在の構造を変革していくことが求められている。「ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方の改革」は、労働力減少や人口減少そのものを回避するために有効であると考えられる。ジェンダー平等は基本的人権であり、労働市場にアクセスする際に女性が直面する構造的障壁を取り除くことが重要である。

オランダでは、2000年の労働時間調整法の改正により、パートタイムとフルタイムとの差をなくし、子育て支援およびワーク・ライフ・バランスが推進され、2001年の税制改正で所得控除から税額控除へ転換し、雇用を促進するような経済的インセンティブを付与したことから、実際に、女性の雇用が増加した。

他方、オランダでは、既婚女性は法律上、行為無能力者として扱われてきた沿革から、経済的にも無能力者として扱われ、自らの所得があっても、課税上、納税義務者とされてこなかった。所得

税の課税単位については、現在でも、依然として部分的に家族課税と個人課税の混合システムが適用されている。また、片稼ぎ夫婦に対しては所得税額控除の夫婦間の移転を通じて所得税が軽減されており、それは課税上のパートナー（同性婚等のパートナー）にも認められている。この制度は働く女性の所得税の負担に悪影響を及ぼす。片稼ぎ夫婦と共稼ぎ夫婦の税負担の問題は2分2乗方式によって解決されると考えられる。わが国の配偶者控除を取り巻く状況と同様、オランダでも働き方に中立的な所得課税の構築が必要とされているが、政治的な合意は難しいとされている。

（2）ワーク・ライフ・バランスとジェンダーと相続税の問題

ワーク・ライフ・バランスの前提として、ジェンダーや家族、相続といった問題を明らかにする必要がある。相続や離婚に関する課題について、家族法と租税法の視点から研究を行い、日蘭の相続税における配偶者の問題について比較を行なった。

わが国では、2016年に渋谷区がLGBTの条例を制定したが、今後はLGBTの夫婦財産契約が重要な課題となる。

「配偶者」に対して、わが国もオランダも相続税の優遇措置を講じている。オランダでは、課税上の配偶者を定義し、法律婚における配偶者のみならず、同性婚や一定の事実婚のパートナーをも課税上の配偶者として扱い、相続税の優遇措置の適用を認めている。ただし、課税上のパートナーの適格要件に相互扶助義務を課している。他方、婚姻も登録もせず、課税上のパートナーの適用要件を満たさないカップルについては、配偶者の相続税の優遇措置の適用はない。オランダでは、課税上のパートナーに対して相続税の優遇措置を認めることで、相続税の租税回避を目的とした婚姻または同居契約を締結することが懸念されている。また、相互扶助義務を課することでオランダでは、配偶者やパートナーをインフォーマルなケアの担い手として誘導しているとも考えられる。

（3）ワーク・ライフ・バランスだけでなくクオリティ・オブ・ライフを実現するための政策

本研究では、ワーク・ライフ・バランスに関連してクオリティ・オブ・ライフの観点から租税法や家族法だけでなく、多面的な研究を行なった。研究にあたって、オランダの研究者ならびに日本の研究協力者と文化政策、コンパクト・シティ、環境政策、住宅政策、ICT活用に関する共同研究を行った。

税のインセンティブが文化政策、都市計画、住政策、環境政策に与える影響について、日蘭の比較研究を行なったところ、オランダでは政策実現のために税のインセンティブが用いられているが、企業に対する国家補助の問題や、世代間の不公平を招来する一因にもなっていることが判明した。

人口減少に伴う都市の縮減に対しては、オランダでは税のインセンティブよりも規制的手法が用いられているが、わが国では、規制的手法ではなく、税制も含めて緩やかな誘導措置が講じられている。しかし、こうした緩やかな誘導によって政策的な効果が得られるかは疑問である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 18 件)

柴 由花, 持続可能な開発目標(SDGs)と税制, 税研, 査読無, 34(5), 2019, 24-30

柴 由花, 不動産情報のオープンデータ化 - 最新の動向 -, 資産評価政策学, 査読無, 37号, 2018, 1-2

柴 由花, ノルウェーにおける相続税の廃止, 常葉法学, 査読無, 4(1), 2017, 51-67

柴 由花, ノルウェーの相続税はなぜ廃止されたのか 配偶者概念の拡大の観点, 資産評価政策学, 査読無, 34号, 2017, 15-20

柴 由花 杉本 直也, オープンデータと地理空間情報の活用, 資産評価政策学, 査読無, 33号, 2017, 11-16

柴 由花, 非居住者・多国籍企業の情報 : 自動的情報交換に関連するEUルールの模索, 法学新法, 査読無, 23巻11・12号, 2017, 357-388

柴 由花, 住宅の第一次取得者層に焦点をあてた住宅借入金等特別控除のあり方, 資産評価政策学, 査読無, 32号, 2015, 10-13

柴 由花, オランダ住宅税制(翻訳), 資産評価政策学, 査読無, 31号, 2015, 14-21

大杉 麻美, 婚姻破綻時における日常家事に関する一考察, 日本法学, 査読有, 84巻4

号,2019,277-301

大杉 麻美,公営住宅(改良住宅)の使用権承継～最高裁平成29年12月21日判決を手がかりに～,日本不動産学会誌,査読無,32巻4号,2019,140-145

大杉 麻美,「中間試案後に追加された民法(相続関係)等の改正に関する試案(追加試案)」に関する意見書(平成29年9月22日),円満かつ円滑に,査読無,5号,7-22

大杉 麻美,婚姻費用分担金の標準額から住居関係費を控除した事例,民商法雑誌,査読無,153巻1号,2017,190-195

大杉 麻美,民法改正ワーキングチーム・『民法(相続関係)等の改正に関する中間試案』に関する意見書,円満かつ円滑に,査読無,4号,2016,7-76

大杉 麻美,江戸から終戦時までにおける日本離婚法の特徴～特にフランス法との比較を手がかりに,明海大学ディスカッションペーパー,査読無,28号,2016,1-134

大杉 麻美,日本離婚法の特徴～江戸時代の離婚を中心に,明海大学不動産学部論集,査読無,24号,2016,1-18

西山 由美,シェアリング・エコノミーに対する消費課税,租税法研究,査読無,828号,2018,125-137

西山 由美,不動産取引における源泉徴収義務と非居住者の確認義務,ジュリスト,査読無,1522号,2018,143-145

西山 由美,消費税と憲法 ドイツ憲法からの考察,税研,査読無,31巻3号,2015,25-30

[学会発表](計 3 件)

柴 由花,ノルウェーの相続税廃止,資産評価政策学会,2016.11(日本大学)

西山 由美,シェアリング・エコノミーと消費税,独日法律家協会・早稲田大学共催シンポジウム,2018.5(早稲田大学)

西山 由美,新しいビジネスには新しい税か,日本税法学会中部地区研究会,2018.9(愛知県産業労働センター)

[図書](計 3 件)

西山 由美,資産の意義,金子宏・中里実編,有斐閣,租税法と民法,2018,559 - 577

柴 由花,配偶者の相続と相続税,金子宏・中里実編,有斐閣,租税法と民法,2018,559 - 577

Yuka Shiba, Mami Oosugi, Kazuko Goto 他,静岡学術出版, *Quality of Life Legal and Tax systems to Implement Sustainable Development Goals (SDGs) in Japan and the Netherlands*, 2019,252

・ **Yuka Shiba, Mami Oosugi, Kazuko Goto, *QOL: Legal and Tax systems to Implement Sustainable Development Goals (SDGs)*,2019,2-11**

・ **Kazuko Goto, *Culture and city—How does culture improve cities and the quality of life in Japan?*, 2019, 14-23**

・ **Sigrid Hemels and Yuka Shiba, *Quality of Life and Tax Legislation as an Instrument for Cultural Policy Goals,Taking Private Patronage as an Example*,2019,24-36**

・ **Fred Hobma, *Dutch compact cities; Policy, regulatory, financial and societal drivers for compact cities in the Netherlands*,2019,38-54**

・ **Fred Hobma,*The Environmental Permit in the Netherlands*,2019,55-62**

- ・ **Sigrid Hemels and Anneke Monsma, Housing taxation in the Netherlands, 2019, 63-85**
- ・ **Regina Koning, History of Environmental law in The Netherlands, 2019, 88-110**
- ・ **Arjen Schep, Municipal Environmental taxes in The Netherlands, 2019, 111-123**
- ・ **Yumi Nishiyama, Green Taxes in Japan, 2019, 124-136**
- ・ **Naoko Katayama, The Development of Local Environmental Taxes in Japan amid the Unfoldment of Decentralization, 2019, 137-153**
- ・ **Sigrid Hemels, Work life balance and taxation in the Netherlands, 2019, 156-181**
- ・ **Mami Oosugi, Spouses' Right of Residence, with Reference to the Amendment to the Civil Code (Inheritance) , 2019, 182-193**
- ・ **Mami Oosugi, The Same Surname System in Japan Gender Equality and Japanese Families , 2019, 194-203**
- ・ **Bastiaan van Loenen, Stefan Kulk, Michel Grothe and Adrie Rovers, Open geographic data in the Netherlands, 2019, 206-219**
- ・ **Yuka Shiba and Naoya Sugimoto, Utilization of open data and geospatial information in Japan, 2019, 220-231**
- ・ **Sigrid Hemels and Yuka Shiba, Automatic Exchange of Information and Cross Border Flows of Personal Data, 2019, 232-252**

6 . 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：西山 由美

ローマ字氏名：(NISHIYAMA, Yumi)

所属研究機関名：明治学院大学

部局名：経済学部

職名：教授

研究者番号 (8桁)：20296221

研究分担者氏名：大杉 麻美

ローマ字氏名：(OOSUGI, Mami)

所属研究機関名：日本大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号 (8桁)：00347733

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：後藤 和子

ローマ字氏名：(GOTO, Kazuko)

研究協力者氏名：片山 直子

ローマ字氏名：(KATAYAMA, Naoko)

研究協力者氏名：Sigrid Hemels

ローマ字氏名：(HEMELS, Sigrid)

研究協力者氏名：Fred Hobma

ローマ字氏名：(HOBMA, Fred)

研究協力者氏名：**Anneke Monsma**
ローマ字氏名：**(MONSMA, Anneke)**

研究協力者氏名：**Regina Koning**
ローマ字氏名：**(KONING, Regina)**

研究協力者氏名：**Arjen Schep**
ローマ字氏名：**(SCHEP, Arjen)**

研究協力者氏名：**Bastiaan van Loenen**
ローマ字氏名：**(van LOENEN, Bastiaan)**

研究協力者氏名：**Stefan Kulk**
ローマ字氏名：**(KULK, Stefan)**

研究協力者氏名：**Michel Grothe**
ローマ字氏名：**(GROTHER, Michel)**

研究協力者氏名：**Adrie Rovers**
ローマ字氏名：**(ROVERS, Adrie)**

研究協力者氏名：**Naoya Sugimoto**
ローマ字氏名：**(SUGIMOTO, Naoya)**